

○内閣府告示第四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十六年三月二十八日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 倉吉市
- 二 構造改革特別区域の名称 倉吉市こどもはぐくみ給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 倉吉市の区域の一部（関金町山守地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）